

## 奈良県告示第四百四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があつたので、同条第二項において準用する法第十五条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社南都興産

所在地 御所市大字蛇穴四〇六番地の一

代表者の氏名 代表取締役 谷 マリ子

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

御所市大字重阪三二九番地ほか五十二筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

埋立最終処分場（管理型）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（有害物質を含まないものに限る。）、汚泥（有害物質を含まないものに限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣<sup>さ</sup>、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（有害物質を含まないものに限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（有害物質を含まないものに限る。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの及び廃石綿等

五 申請年月日

平成二十九年六月三十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所

奈良市登大路町三〇番地

奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課産業廃棄物第一係

桜井市大字粟殿一〇〇〇

奈良県景観・環境総合センター

## 2 縦覧期間

平成二十九年七月十四日（金）から同年八月十四日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

## 七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第六項の規定により意見書を提出することができ

### 1 提出期限

平成二十九年八月二十八日（月）（郵送による場合は、期限内に到着したものとみ有効とする。）

### 2 提出先

〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地  
奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課産業廃棄物第一係

### 3 提出の際の注意事項

- (一) 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
  - (1) 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社南都興産に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載すること。）
  - (2) 提出者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
  - (4) 意見の理由
- (二) 意見書は、日本語により記載し、書面で提出すること。